

家畜商免許の手続き一問一答

(供託金の取り戻しについて)

供託金とは何か。

家畜商の方は、法務局に営業保証金として2万円(使用人がある場合には1名につき1万円加算)を供託しなければ営業できません。

廃業した時には、所定の手続きにより、取り戻すことができます。

供託金はどうすれば取り戻せるか。経費はいくらかかるか。

A 本人の場合(営業保証金2万円の場合)

①廃業届を出す。知事から免許証取り消し通知が届きます。

②廃業したことを官報に掲載する。(掲載料約1万円)

官報取次店今井書店(鳥取市 TEL: 0857-22-9362)

③6ヵ月後に知事の証明書の請求。

④法務局に供託金の請求をする。

必要書類

- ・供託書正本(なくした場合には印鑑証明書、本人が窓口に来られる場合には運転免許証で可)
- ・供託時と住所が違う時は住民票の写し(住所のつながりが分かるもの)
- ・代理人の場合には委任状

* 事務手続きは煩雑だが、約半額取り戻せる。

B 本人が亡くなっている場合(相続人からの請求)

①から④までは同じ(家族、相続人の方が行う)

④の供託金請求に必要な書類

- ・供託書正本(なくした場合には以下の相続関係書類で確認可)
- ・亡くなった家畜商本人の戸籍謄本(相続用)および除籍謄本
- ・同じく住民票の除票など供託書の住所のわかるもの
- ・相続人全員の戸籍謄本または抄本
- ・遺産分割協議書(相続人全員の印鑑証明書)
- ・相続関係説明図

* 通常は司法書士に依頼することになるが、相当な金額がかかり赤字になる。

* 自分で手続きを行うには相当な知識が必要、相当な事務量となる。

* 相続の状況によって差があるので、事前に法務局に相談すること。